

届出について

地区内で下記の行為を行う場合は、行為着手の30日前までに市長への届出が必要です。届出部数は、1部です。

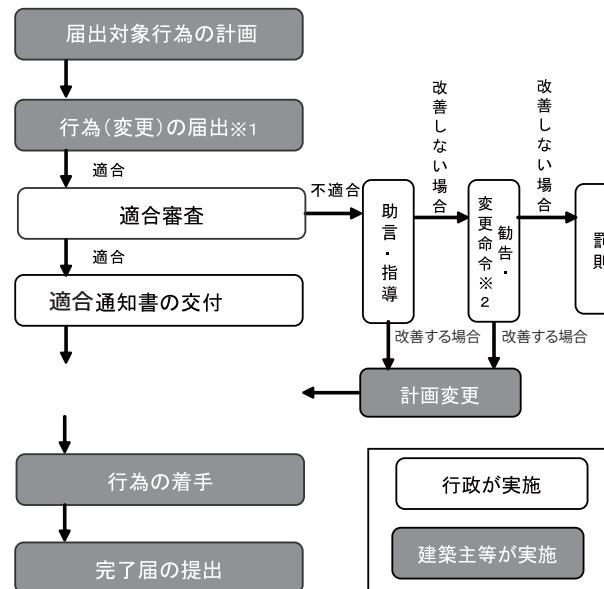
届出を要する行為

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 工作物※の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 土地の形質の変更で区画面積3,000m²以上または法面高5m以上
- 木竹の伐採または移植で区画面積3,000m²以上
- 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵

届出を要しない行為

- ・増築、改築:その部分の水平投影面積の合計が10m²以下となるもの
- ・修繕模様替:過半に満たないもの(建築物においては、建築基準法第2条第14号、15号に該当しないものとします。)
- ・色彩の変更:各壁面の鉛直投影面積(※)又は屋根面の水平投影面積(※)の5分の1以下となるもの
(※)広告を含む面積

届出の流れ



届出に必要な添付書類

行為	図書	
	種類	備考
建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転または外観を変更することとなる修繕若しくは模様替または色彩の変更	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	配置図	敷地境界及び建築物の位置を表示する図面。 縮尺 100 分の 1 以上。
	立面図	彩色が施された 2 面以上の立面図で、マンセル値を記載したもの。縮尺 50 分の 1 以上。
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真。 2 方向以上撮影。
土地の形質の変更	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載したもの。
	断面図	変更前及び変更後の土地の形状を記載したもの。 のり面については、処理方法及び使用材料等を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。 2 方向以上撮影。
木竹の伐採または移植	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	木竹の位置、伐採及び移植の区域、木竹の名称を記載したもの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示すカラー写真。 2 方向以上撮影。
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積又は貯蔵	付近見取図	縮尺 2,500 分の 1 以上。
	平面図	集積又は貯蔵の区域を記載したものの。
	現況写真	行為地及び周辺の状況を示す写真。

良好な景観の形成に向けて



シンボルロード周辺地区

景観形成ガイドライン

延岡市では、延岡市景観条例に基づき、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を景観形成重点地区として定め、地区ごとに方針や基準を設けることで、重点的・先導的に景観形成を推進しています。良好な景観の形成を推進していくために、皆様のご理解、ご協力をお願いします。



延岡市

お問い合わせ Tel: 0982-8686

宮崎県延岡市東本小路2-1

延岡市役所都市建設部都市計画課

TEL(0982)22-7022 FAX(0982)31-3186

E-mail toshi-k@city.nobeoka.miyazaki.jp

HP <http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp>

■ 景観形成方針

背景の城山と調和した、 魅力と賑わいのあるまちなみ景観づくり

- 本市を印象づける魅力あるまちなみの形成
- 中心市街地にふさわしい賑わいのある都市的な景観の形成
- 城山等の歴史的景観資源を背景とした風格のあるまちなみの形成

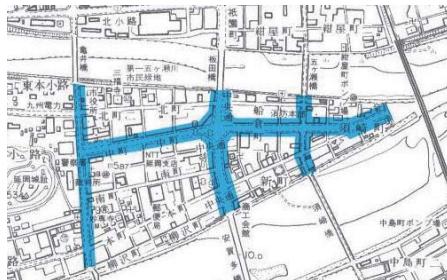
■ 地区の概要

川中地区の亀井通線の東側は、戦災復興によるまちづくりが行われ、現在では、本市の中心的な商業業務地区となっています。現在では、本市の中心的な商業業務地区となっています。地区の中央を東西に結ぶ中町通線は、市の顔となる景観軸として、自然環境豊かな五ヶ瀬川と大瀬川をイメージさせるデザインを取り入れて整備しています。中町通りは通称「シンボルロード」と呼ばれ、夏祭りや物産展などが行われており、市民に愛され親しまれる通りとなっています。

都市景観形成モデル都市の重点地区として都市景観形成事業が進められてきましたが、シンボルロードや辻広場等の完成に伴って商店街のリニューアル等も進み、潤いと賑わいのあるまちなみが形成されています。

中心市街地ゾーンでは、都市的な景観づくりが求められており、シンボルロード周辺地区においては、中心市街地ゾーン全体を先導するような魅力とにぎわいのある景観づくりが求められています。

■ シンボルロード周辺地区に指定する土地の区域



シンボルロード周辺地区については、図に指定する路線の道路協会線に接する敷地を対象区域とします。

■ 景観形成基準

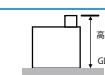
■ 建築物・工作物

■ 配置

- ・道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースを確保することにより、ゆとりのある空間の創出に努める。
- ・周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。

■ 高さ

- ・建築物等の高さは、周囲の建築物等と調和したスカイラインを形成するよう努める。



■ 形態・意匠

- ・外観は、周辺景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、落着きのある形態・意匠とする。
- ・大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。
- ・建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。
- ・特に、まちなみ低層部の連続感の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努める。
- ・道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。
- ・城山や愛宕山、今山などからの眺めを妨げないような形態となるように努める。

■ 色彩・素材

- ・周辺のまちなみや自然景観と調和した落着きのある色彩・素材とする。
- ・特に色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。
- ・屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。
- ・橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。
- ・連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的雰囲気と調和した風格のある景観を形成するような形態意匠とする。
- ・ただし、上記3項目について、次に該当するものは、この限りではない。
 - 1) アクセント色として着色される部分(書く壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで)
 - 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩
 - 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの
 - 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの

※ 質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの

※ 植栽等で遮蔽されており、景観を阻害しないものなど

- ・延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。
- ・過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐光性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。
- ・愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。

■ 屋外設備類

- ・屋外階段、および配管・ダクト・室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。
- ・日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。
- ・ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいよう工夫をし、緑化等によって潤いのある表情をつくるように努める。

■ 外構

- ・道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。
- ・ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠・素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。
- ・駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、石積み等)による修景に努める。

■ 緑化

- ・既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。
- ・特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。
- ・道路など公共用地から見える場所については、周辺に調和した植栽花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努める。
- ・敷地内部は少ないスペースでも出来る限り緑化に努める。
- ・庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。

■ 照明

- ・周辺の生活環境・自然環境や景観を乱さないように配慮する。
- ・回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。
- ・デザイン性の高いライトアップにより夜間景観にぎわいの演出に努める。

■ 工作物の種類

- ・煙突
- ・電波塔、鉄塔その他これらに類するもの
- ・広告塔、広告板、装飾等、記念塔その他これらに類するもの
- ・観光用のエレベーター、エスカレーター
- ・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ・メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ・鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ・アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ・自動車庫の用途に供する工作物
- ・飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの
- ・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

■ その他の行為

■ 土地の形質の変更

- ・既存の地形を生かした必要最小限の形質の変更、既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種による緑化等により、周辺景観と調和したものとなるように配慮する。

■ 木竹の伐採または移植

- ・伐採・移植する範囲は必要最小限とし、周辺景観を著しく損ねることのないよう努める。
- ・樹林地の一部を保全または可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮した伐採・移植とする。

■ 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積または貯蔵

- ・土石等の集積または貯蔵を行う場合は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、敷地境界線からできる限り後退した位置への配置、植栽や塀による遮へい、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、周辺景観との調和に配慮する。